

## 会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年度第2回登米市男女共同参画審議会
開 催 日 時	平成27年5月21日(木) 午後7時00分開会 ~ 午後8時30分開会
開 催 場 所	登米市役所迫庁舎 第4委員会室
議長(委員長 又は会長)の 氏 名	浅野富美枝会長
出席者(委員) の氏名	浅野富美枝委員、伊藤直喜委員、須藤明美委員、尾形重雄委員、及川さよ子委員、林忠市委員、石井あけみ委員、蓬田恵美子委員、日下修委員
欠席者(委員) の氏名	永島洋子委員
事務局職員 職 氏 名	企画部市民活動支援課 課長 佐藤浩、係長 平井崇、主査 後藤由美子
議 題	(1) 第3次登米市男女共同参画基本計画(案)について (2) その他
結果及び経過	<p>1 開 会</p> <p>2 あいさつ 浅野委員</p> <p>3 協 議</p> <p>(1) 第3次登米市男女共同参画基本計画(案)について</p> <p>① 分科会による最終検討</p> <p>② 分科会からの報告、質疑</p> <p>③ 重点目標・目標値の設定確認</p> <p>(2) その他</p> <p>次回の審議会：平成27年7月14日(火) 午後7時から</p> <p>4 閉 会 伊藤副委員長</p>
会 議 資 料	資料1 第3次登米市男女共同参画基本計画に関する意見シート

発 言 者	議題・発言・結果
議長	<p>男女共同参画推進条例第25項の規定に基づき、9名の委員の出席により、会議の成立を確認。</p> <p>議事録の署名人は、名簿順に2名ずつお願いする。本日は伊藤委員と須藤委員をお願いする。</p>
議長	<p>協 議</p> <p>(1) 第3次登米市男女共同参画基本計画(案)について</p> <p>前回、各分科会に分かれて討議していただきました。話し合いが終わらなかった分科会は、別の日に改めて話し合いの場を設けていただきました。分科会毎の検討結果はメモという形で事務局にお寄せいただいております。「分科会意見記録」として、皆さんのお手元にあると思います。</p> <p>本日の進め方ですが、最初に20分程度意見記録の内容について振り返りをしていただき、最終的な意見をまとめていただきます。その後検討結果について、20分程度質疑を行います。最後に、重点目標と目標値設定について確認をします。</p> <p>それでは、お願いします。</p> <p>～分科会による検討作業～</p>
議長	<p>時間になりましたので、分科会から報告をしていただき、質疑応答をしていきます。</p> <p>それでは、第1分科会よりお願いします。</p>
委員	<p>基本目標1 施策の方向性(2)「相談・支援体制の充実」を「相談及び救済体制の充実と周知」に変更。</p> <p>基本目標2 施策の方向性(2)「情報収集・提供」を「関係機関からの情報収集・提供」に変更。</p> <p>基本目標3 施策の方向性(2)「多様な選択を可能にする生涯学習機会の充実」を「男女とも自由に参画できる生涯学習機会の充実」に変更。</p>
議長	<p>基本目標1(2)で「支援体制」を「救済体制」に、「充実」を「充実と周知」としたのですが、皆さんいかがでしょうか。事務局から意見はありますか。</p>
事務局	<p>救済は支援よりも意味が深いですね。被害を受けている方を施設に保護するようなイメージが強くなるかもしれません。相談を受けて助言をすることから始める意味で、表現を「支援」に止めたのではないのでしょうか。</p>
議長	<p>そうですね。救済は支援よりもさらに一步踏み込んだというニュアンスが強くなりますね。</p>
委員	<p>私は人権擁護委員をしています。救済としたのは、人権擁護の業務が「救済」であり、その部分がうまく動いていないことからこの表現としました。相談は、民生委員や行政相談員が基盤となって担っています。法務局では、救済体制という流れでいくので、相談だけで済ませるのではなく、男女共同参画社会に向けて救済体制も必要ではないかと考えました。</p>

事務局	市でも相談だけで済ませることはなく、支援が救済まで達しないということではありません。
委員	「救済」ですと範囲が狭く感じます。「支援」の範囲には「救済」も含むと捉えませんがいかがでしょうか。
議長	救済は、被害者が一時的に生活できる施設（シェルター）を市が設置して、そこに保護することや、経済的に困難を抱えた被害者に対して就職を斡旋するような、より一步踏み込んだ内容です。一方支援は、市が施設を設置するというより、他の自治体や県に対して、こういった施設があって被害者がいるということとを繋ぐことも入ります。支援の方が前段階になります。
委員	救済にこだわるわけではなく、意味を知っているがゆえにこの表現にしてみました。支援だけで良いのであれば、それで構わない。
議長	予算が伴うことであり、人的な問題もあることから、事務局にお任せしたいと思うが、いかがですか。
	(異議なし)
議長	基本目標3施策の方向性(2)「多様な選択を可能にする生涯学習機会の充実」を「男女とも自由に参画できる生涯学習機会の充実」に修正するというご意見ですが、ここで取り組む内容は人生の多様な選択を可能にするために、生涯学習のテーマを充実させることであつたと思う。 分科会の皆さんは、男女に関係なく自由に参加することができる。という内容に捉えたのではないのでしょうか。そうすると、内容が違ってきますが、事務局、いかがですか。
事務局	生涯学習のテーマを充実させる取り組みと理解していただいて結構です。
議長	それでは、この表現方法についても事務局にお任せするというところでよろしいですか。
	(異議なし)
議長	では、第2分科会お願いします。
委員	基本目標1(3)「コミュニティリーダーの育成・支援」を「 <u>地域での女性リーダーの育成・支援</u> 」としてはどうか。 基本目標2(1)「男女の固定的な役割分担意識の改善」と(2)「家事・育児・介護等における協力の推進」を合わせて「男女の家事・育児・介護等における役割分担意識の改善」としてはどうか。 基本目標3は訂正なし。 基本目標4(3)「 <u>市政への参画の促進</u> 」を「 <u>あらゆる市政への女性の参画の促進</u> 」としてはどうか。
議長	ご意見ありますか。事務局、何かありますか。
事務局	基本目標4(3)に関して、他の項目に「女性」という文言が入っており、

	<p>整合が図れると思おもいます。ただ、「あらゆる市政」のあらゆるをどう捉えたらよいか整理がつかないところです。</p>
委員	<p>市政だけでは、漠然としているので「あらゆる市政」と表現してみたが、事務局にお任せします。</p>
議長	<p>他の委員さん、いかがですか？</p>
委員	<p>基本目標2の「固定的な役割分担意識」の固定的という表現について検討が必要ではないでしょうか。</p>
議長	<p>意識を改善するのが（1）で（2）は意識だけではなく実際に行動するということです。私が気になったのは、原案の（2）にある「協力の推進」です。協力というとどちらかが主で、どちらかが従というニュアンスがあるような感じがします。</p> <p>主従ではなく、互いに担うのが男女共同参画社会ではないかと思います。「協力」の表現を変えたほうが良いと感じます。</p> <p>また、分科会の意見ですと（1）と（2）を合わせるので「意識の改善」だけになるということでしょうか。</p>
委員	<p>（1）が意識で、（2）が行動と別に定めているということでしょうか。</p>
議長	<p>そうですね。</p>
委員	<p>固定的な役割分担意識の「固定的」の意味は何なのでしょう。</p>
議長	<p>固定的というのは、男はこれをする・女はこれをするという性別によって役割を決めてしまうことです。</p>
委員	<p>最近の若い人は、そういった考えが薄れており、そのような固定的な考えはないように感じています。</p>
事務局	<p>男女共同参画の課題は「固定的な役割分担意識の改善」であり、「役割分担意識の改善」ではありません。固定的な考えを排除したいということです。</p>
議長	<p>男女共同参画社会に向けて排除すべき固定的な役割分担意識は、各家庭がそれぞれの実情によって決めた役割分担とは違います。</p> <p>8ページをご覧ください。「40代以降の男性は「男は仕事、女は家庭」と考える割合が40%を超えており、性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていることが分かりました。」とあります。委員の皆さんのご家庭ではそうでなくなっているかもしれませんが、登米市全体では4割以上が固定的な役割分担意識を持っています。これは、見直していきたいですね。</p>
委員	<p>昔からの習慣や封建主義的なものが今でも続いているのですね。</p>
議長	<p>一般的には「固定的な役割分担意識」で通用しておりますが、表現は事務局にお任せしてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p>

議長	それでは、第3分科会お願いします。
委員	第3分科会では、文章の変更はありませんでした。 子育てから介護までの環境整備については、会社の理解が必要ですし、大事なポイントになります。企業の取り組みを評価する制度が必要ではないでしょうか。建設工事の入札では評価制度があるそうです。そういった制度を考えてはいかがでしょうか。
議長	基本方針Ⅱ男女が共に参画するまちづくりの基本目標3職場における男女共同参画の推進の施策の方向性に「ファミリーフレンドリー企業」について1項目を追加してはいかがでしょうか
委員	県では、そういった企業をホームページ等で紹介しています。
事務局	関係部署と実情を確認し、検討させていただきます。
議長	次に、重点目標の設定について、皆さんから意見はありますか  (なし)
議長	それでは、原案どおりとします。
議長	次に、目標値の設定について委員の皆さんからご意見をお願いします。 国で第4次基本計画を策定中ですし、女性の活躍推進法案では管理職における女性割合の数値目標を設定する方向で進んでいるように認識しています。 現段階で、国の動きを反映させることは出来ませんが、審議会からの答申を提出するまでに間に合えば反映させることは可能でしょうか。  それから、13ページの市役所の行政職員における女性の割合についてですが、管理職では23.8%で宮城県平均よりも高いが、このうち一般行政職の管理職となると1.2%と宮城県平均の10.5%と比較し非常に低いです。登米市として数値目標化できないものでしょうか。
事務局	関係部署と相談はさせていただきますが、難しいと思います。
議長	審議会の意見として、是非お伝えいただきたい。
事務局	これに関連して、13ページの表中で女性の公民館長が0%となっています。公民館は全施設が指定管理となっていることから、地域における女性の活躍推進の取り組みについては、地域の男女共同参画の推進の項目で女性リーダーの育成とあわせて取り組んでいきます。
委員	指定管理を受けるコミュニティ役員は区長さんなので、面接官も区長さんです。男性に限らず採用試験をしているので、できないことではないと思います。
事務局	館長は男性ですが、スタッフは女性が多くなっています。 地域づくりに女性の意見を反映させることが重要なことは十分理解しています。

議長	その他、意見はございますか。 ないようですので、以上で本日の討議は終了させていただきます。
事務局	(2) その他 「次回の審議会日程について」  委員による日程調整の結果、平成27年度第3回目の審議会については、7月14日（火）午後7時に決定した。 なお、開催通知とあわせて本日までの審議結果を反映させた「第3次基本計画答申書（案）」を送付する。  <p style="text-align: right;">以上</p>